



広報

# 安芸太田



No. 196

令和3(2021)年 1月号

賀  
正

## 目次

- ②新年のごあいさつ    ④選挙特報
- ⑥母子・父子および寡婦福祉資金貸付制度  
町内「定額タクシー」情報
- ⑦トピックス安芸太田    ⑧地域商社あきおおた通信
- ⑨安芸太田町ヘルスツーリズム推進協議会  
女性消防団員募集
- ⑩消費生活ホットライン、蜜蜂飼育届  
家畜（動物）を飼養する方へ
- ⑪風力発電所建設計画
- ⑫不法投棄は重大な犯罪行為です、水循環を守ろう
- ⑬民生委員児童委員協議会日より
- ⑭人権    ⑮みんなの国民年金
- ⑯安芸太田町国民健康保険、健康プラザ
- ⑰後期高齢者医療広域連合からお知らせ
- ⑱介護保険    ⑲地域包括支援センター  
生活支援コーディネーター
- ⑳おしらせ ~Information~
- ㉑国際交流だより、成人式延期のお知らせ
- ㉒図書館だより、CIR（国際交流員）の学校訪問
- ㉓当番医、今月の納税等、ひろしま環境の日  
し尿収集日、粗大ごみ収集日程
- ㉔GO!GO!加計高通信、初めての誕生日

# 謹賀新年



安芸太田町長

橋本博明

## 新年明けましておめでとうございます

令和3年の新春を迎えるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。  
また、平素より町政推進にご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

昨年は何といっても新型コロナウイルスに翻弄される年でした。  
本町においても年末に感染者が確認されましたが、引き続き町民の皆様のご協力をいただきながら安全対策に取り組むとともに、コロナによる生活の変化を否定するのではなく、むしろ対応していく必要があります。

また、昨年は河井衆議院議員夫妻の問題の余波で、町長選挙が前

倒しで行われました。後を受けた私としても、政治への不信任を払しょくし、町民の皆様と役場とが一体となつてさまざまな課題を克服していけるよう、引き続き全力で取り組む覚悟です。

町では現在、次年度の予算編成を急ピッチで進めております。  
私としても初めての予算編成になりますが、作業にあたっては特に2つの点を指示しています。

一つは、ウィズコロナ・ポストコロナへの対応です。

安心できる日常生活を確立するための取り組みは勿論、生活基盤を支える産業の再生やデジタル技

術の活用を通じて、新しい生活の変化に対応します。

もう一つが人口減少対策の推進です。

本町の最大の課題は人口減少にあると訴えてきましたが、実際、本町は合併以降毎年、移住される方よりも転出される方が多い（転出超過）状況が続いていました。  
しかし今年度は、恐らくはコロナの影響だと思いますが、移住者の方が約30人も多い（転入超過）状況です。

この機を逃すことなく、人口減少に歯止めをかける取り組みを集中的に進める必要があります。

具体的には、更なる移住者を増やすための支援策の整備・充実をはかるとともに、町の特徴をいかした仕事の創出を進めます。

また、これ以上転出される方を増やさないうよう、子どもの健やかな育ちを支える環境の構築や地域包括ケアシステムの更なる充実により、住民満足度の向上を図りたいと考えています。

昨年の夏から始めた地域懇談会もまもなく町内を一巡することになります。多くの皆様と意見交換をする中で、人口減に苦慮する、

地域それぞれの厳しい状況も伺いました。

一方で昨年の秋は、例年を超える観光客にお越しいただきました。観光スポットではない場所でも車を止めて、本町の素晴らしい自然を楽しむ姿がありました。

人口も転入超過に転じているのは驚きの変化です。これらはいずれも、町民の皆さんが思う以上に、今の安芸太田町が既に十分魅力的であることの証拠です。

地域を回りながら、「新しい風」の役割は、町の魅力を町民自身に再確認していただくことなのかもしれない、と感じています。

過疎に苦しんできた本町に、コロナ禍という新たな変化が訪れています。その変化の荒波を漕ぎ分けて、ピンチをチャンスに変えるために、安芸太田町の魅力を引き出すべく、本年も職員一同、全力で頑張つてまいります。

町民の皆様の引き続きのご理解とご協力、よろしくお願いいたします。

新年が皆様にとり、明るく、希望に満ちた一年でありますことをご祈念申しあげ、新年のご挨拶といたします。





安芸太田町議会議長

富 とみ 永 なが 豊 ゆたか

## 新年明けましておめでとうございます

新たな年を迎えるにあたって誰もが夢のある未来に向け、輝くことを信じてやまないと思います。

まず、昨年、河井夫妻選挙違反事件で政治不信を招いたことを住民の皆様深くお詫びを申しあげます。

さて、我が国は、令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、長期化する戦いに誰もが不安を感じ苦しい生活を強いられています。

これまでに、かけがえのない命をなくされた、全ての皆様に心より哀悼の意を表するとともに、現在闘病中の皆様の一日も早い御回復をお祈り申しあげます。

また、医療従事者をはじめとした生活必須職従事者の皆様のご尽力に深く感謝申しあげます。

今、一番望まれることは一日でも早い安全で有効な新型コロナウイルスワクチンが無事に開発され「収束」のシナリオが見えることであり、社会経済対策に大きな期待が寄せられています。

昨年、感染防止対策と経済活動を両立させるための取り組みを国と自治体は行っており、その中で現金給付等の行政手続きに時間がかかるなど、先進国の中で最低レベルであるという発言があるほどデジタル化の遅れが浮き彫りとなりました。

今後は、コロナ感染防止対策を前提とする、デジタル化を加速させた働き方や、新しい生活様式の仕組みで社会経済活動が行われることが予想されます。

本町は、その新たな流れを力に、人口構造の変化という大きな課題対策に、移住・定住対策、防災対

策、雇用創出と人材育成、マイナンバーカードの活用、医療・教育・行政等のオンライン化等々に向けたまちづくりにより果敢に取り組み、町民福祉向上のために議会は最大限の努力をしてまいります。

### ■議会議員のなり手不足の確保の取り組みについて

人口減少社会においてさまざまな社会課題について、民主的に合意形成を進めていく上で、議会の役割の重要性が問われています。その一方で議員のなり手不足が表面化してきています。

この現実を深慮し、平成29年4月議会改革特別委員会の設置において、多様な層の住民での議会への参画をいかに促すかの観点で20回強の協議を重ねて参りました。協議の一つとして、

#### ●立候補の環境の費用負担

#### ●政務活動費用負担

#### ●経済面での議員報酬等

の引き上げに関する事項に調査研究を行いました。窮状について国へ働き掛けを行ってきました。

令和2年6月公職選挙法の一部が改正され、公営対象が拡大され、町村議会議員選挙においても対象となりました。選挙公営制度については、立候補者の財力等によつ

て立候補の機会を失われることがないよう立候補の費用負担を少しでも軽減する制度で、今春行われる町議会議員選挙から導入の運びとなります。

政務活動費は、議員の政策立案機能向上をさせて行くため、平成31年度の予算化し現在活用しております。支出内容は、議員活動の範囲に関係する書籍等の購入費用、民間主催の議員研修会に参加するための費用、先進地視察の諸費用等に充てております。

議員報酬については、若い世代が議員のなり手を増やして行ける環境の一つとして検討しております。したが、コロナ感染防止等の社会変化の対策の後押しに迫られ詳細の詰めができていません。早急に取りまとめ皆様理解を得たいと思うところです。

今後も、多様な層の住民の参画で開かれた議会として幅広く研究を進めながら、まち・ひと・しごととの創生に一体となった取り組みで自立的で持続的な本町を目指して参ります。

結びに、皆様には健康に留意され、新たな年が未来に希望に満ちた日々でありますことを祈念いたします。

令和3年3月28日執行予定の安芸太田町議会議員一般選挙より

## ●立候補するには供託が必要となります!!

### 供託金について

供託金は、被選挙人（＝候補者）が公職選挙に出馬する際、選挙管理委員会に対して寄託することが定められている場合に納める金銭もしくは債権などのことです。供託金は原則として現金または債券で供託することになっており、公職選挙法第92条に基づき、被選挙人は、供託所に供託をした上、立候補の届出に際し、供託を証明する書面（供託書正本）を提出することとなっています。

当選もしくは一定票（供託物没収点）以上の結果を残した場合には供託金はすべて返還されますが、有効投票総数に対して供託物没収点に達しない場合は没収されます。没収された供託金は、地方選挙の場合はそれぞれの地方自治体に帰属することとなっていますので、町に帰属することとなります。

| 選 挙       | 金 額         | 供託物没収点                  |
|-----------|-------------|-------------------------|
| 町長選挙      | <b>50万円</b> | 有効投票数 ÷ 10              |
| 町議会の議員の選挙 | <b>15万円</b> | 有効投票数 ÷ 町の議員定数(12) ÷ 10 |

※町の選挙のみ掲載

## ●選挙公報を発行します!!

### 選挙公報制度

選挙公報は町長選挙・町議会議員選挙における候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した公報を選挙ごとに1回発行し、その経費を町が負担します。これは選挙公営同様「お金のかからない選挙」また、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として採用されている制度です。

昨年の9月定例議会において議員発議による条例が制定されたことにともない、今後予定される選挙において選挙公報を発行します。

### 選挙公報の発行

候補者は、選挙公報の掲載を受けようとするときは、町選挙管理委員会が指定する原稿用紙に掲載文および写真を添えて立候補の届出の日に申請します。

また、掲載の順序は立候補の届出の日にくじで定めます。

### 選挙公報の配布

選挙公報は、新聞折込の方法にて選挙期日前日までに配布を予定しています。なお、町ホームページや役場本庁、各支所および安野出張所においても選挙公報を配布していますので、新聞を購読されていない方、また、一部新聞折込できない地域につきましては、ご利用いただきますようお願いします。

3月の町議会議員一般選挙の選挙公報の配布時期は広報3月号でお知らせします。

## ●立候補予定者説明会等の日程を決定しました!!

|             |                                                                 |    |     |
|-------------|-----------------------------------------------------------------|----|-----|
| 立候補予定者説明会   | 日 時／ <b>2月24日(水) 午前10時から</b><br>会 場／ <b>戸河内ふれあいセンター</b>         |    |     |
| 立候補届出書類事前審査 | 日 時／ <b>3月12日(金) 午前10時から午後5時まで随時</b><br>会 場／ <b>安芸太田町役場</b>     |    |     |
| 選挙の日程       | 選挙執行予定期日／ <b>令和3年3月28日(日)</b><br>選挙期日告示予定日／ <b>令和3年3月23日(火)</b> | 定数 | 12人 |

## ●選挙公営制度が導入されます!!

### 選挙公営とは？

選挙公営制度は、「お金のかからない選挙」を実現するとともに、立候補者個人の財力などによって立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、立候補しやすい環境を整えることを目的に選挙運動費用の公費負担を行うものです。

町では、町長選挙や町議会議員選挙の際に選挙運動費用の一部を公費負担する条例を昨年12月定例議会で定め、下記のとおり選挙公営を行います。

なお、この選挙公営制度は、各候補者の得票数が供託物没収点以上の場合に適用され、没収点未満の場合には選挙運動費用の全額が候補者の負担となります。



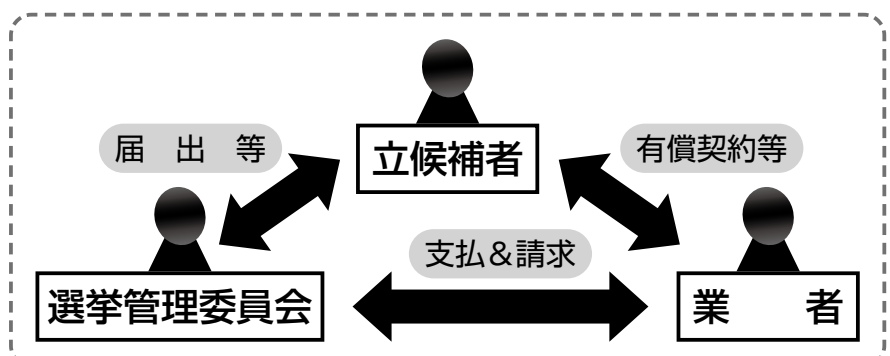
### 町が定める選挙公営制度

次の公費負担対象について、実際に要した選挙運動費用を公費負担限度額の範囲で、候補者に代わって町が公費で支払いします。

| 公費負担対象       | 公費負担限度額                                                                                                                                             |                         |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 選挙運動用自動車等費   | 自動車使用費（ハイヤー方式）                                                                                                                                      | 1日限度額…35,860円           |
|              | 個別契約方式（レンタカー方式）                                                                                                                                     | 自動車のレンタル費 1日限度額…15,800円 |
|              |                                                                                                                                                     | 運転手の雇用費 1日限度額…12,500円   |
|              |                                                                                                                                                     | 燃料費 1日限度額…7,560円        |
|              | 公営の対象経費となる選挙運動用自動車等費<br>＝1日単価×5日（告示の日から投票日前日まで）                                                                                                     |                         |
| 選挙運動用ビラ作成費   | ビラ1枚当たりの作成単価の限度額（7円51銭／枚）                                                                                                                           |                         |
|              | 公営の対象となる作成費金額＝作成単価×作成枚数（※1）<br>（※1 対象となる作成枚数の上限が選挙により異なります。）<br>〔参考〕作成費の限度額<br>町長選挙：37,550円（上限5,000枚）<br>町議会議員選挙：12,016円（上限1,600枚）                  |                         |
|              | 〔参考〕作成費の限度額<br>町長選挙：37,550円（上限5,000枚）<br>町議会議員選挙：12,016円（上限1,600枚）                                                                                  |                         |
| 選挙運動用ポスター作成費 | 作成単価の限度額＝（103,500円＋525円06銭×ポスター掲示場数）÷ポスター掲示場数（※2）<br>（1円未満の端数は切上げ）<br>（※2 限度額はポスター掲示場数によって変動します。）<br>〔参考〕作成費限度額単価＝1,193円<br>（令和2年度におけるポスター掲示場数：155） |                         |
|              | 公営の対象となる作成費金額＝作成単価×作成枚数（※3）<br>（※3 作成枚数とは当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のもの）                                                                               |                         |
|              |                                                                                                                                                     |                         |

公費は、候補者へ支払うのではなく、候補者が契約した業者等からの請求に基づいて、直接その契約業者等へ支払う仕組みになっています。

したがって、候補者は、事前にその契約業者等を選挙管理委員会に届出する必要があります。



●問い合わせ先／安芸太田町選挙管理委員会 ☎28-2111



新型コロナウイルス感染症対策事業

町内「定額タクシー」情報！

利用者の皆様、定額タクシーを便利にご利用いただいておりますでしょうか。

11月末現在の運行回数は1,142回となり、10月より15%利用が伸びています。延べ利用人数は1,442人です。11月の平均利用回数は1人あたり3.3回で、最大利用回数は20回となっています。

社会実験終了お知らせ



10月から社会実験として運行しております定額タクシーは、3月までを実験期間としておりましたが、計画していた利用台数を大きく上回るため、終了時期が早まる見込みです。

つきましては、下記日程をもって社会実験を終了させていただきます。

◆定額タクシー終了予定 令和3年2月下旬頃◆

2月の広報にて「定額タクシー終了日」をお知らせします。長くご利用いただくためにも、「相乗り」へのご協力をよろしくお願いします。

母子・父子および寡婦福祉資金貸付制度をご利用ください

母子・父子家庭および寡婦の生活の安定と、その児童（子）の福祉を図るために、各種資金の貸付けを行っています。お子さんが高校や大学へ進学、また就職するために係る費用の貸付制度を紹介します。（※各資金はいずれも貸付上限額です。）

●修業資金

免許取得 460,000円

●就職支度資金

1回につき 100,000円

自動車購入 330,000円

※日本学生機構で貸付をうけられる場合は差額分の貸付を利用が可能です。

●問い合わせ先

福祉課（福祉事務所）☎25-0250

●修学資金

～各種学校の授業料等～

（単位：円／月）

| 貸付限度額<br>学校等種別 | 国公立    |         | 私立      |         |
|----------------|--------|---------|---------|---------|
|                | 自宅通学   | 自宅外通学   | 自宅通学    | 自宅外通学   |
| 高等学校           | 27,000 | 34,500  | 45,000  | 52,500  |
| 高等専門学校         | 31,500 | 33,750  | 48,000  | 52,500  |
| 短期大学           | 67,500 | 96,500  | 93,500  | 131,000 |
| 大学             | 71,000 | 108,500 | 108,500 | 146,000 |
| 専修学校           | 67,500 | 78,000  | 89,000  | 126,500 |

●就学支度資金

～入学金・教材購入等就学準備にかかる費用～

（単位：円）

| 貸付限度額<br>学校等種別 | 国公立     |         | 私立      |         |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
|                | 自宅      | 自宅外     | 自宅      | 自宅外     |
| 小学校            | 64,300  |         |         |         |
| 中学校            | 81,000  |         |         |         |
| 高等学校等          | 150,000 | 160,000 | 410,000 | 420,000 |
| 大学等            | 410,000 | 420,000 | 580,000 | 590,000 |

※小・中学校の就学支度資金については、所得税非課税世帯の場合に限る。



安芸太田町のみなさまへ

●サービス提供エリアであっても、利用できない場合があります。  
エリアについては、下記までお問い合わせください。

【お申し込み・お問い合わせ】NTT西日本 IPコールセンター



0120-931146

【受付時間】午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日も受付中（年末年始12/29～1/3を除きます。）

携帯電話・PHSからも通話できます。電話番号をお確かめのうえ、お間違のないようお願いいたします。



広告

（FTTH アクセスサービス）

お申込み受付中！

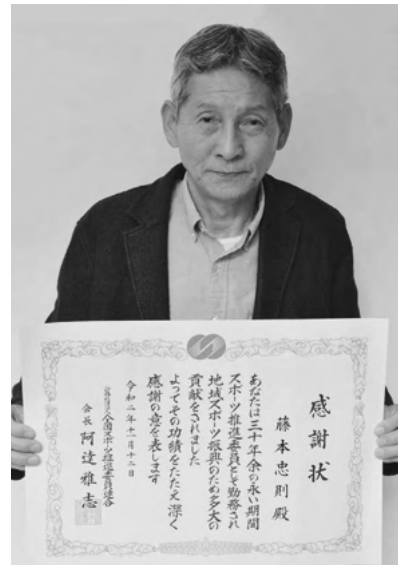
「コラボ光」も利用可能です。

●「コラボ光」をお申し込みの際は、各光コラボレーション事業者へお問い合わせください。

審査 W20-01137

## 公益社団法人全国スポーツ 推進委員連合会表彰

安芸太田町スポーツ推進委員の藤本忠則さん（上本郷）が、30年勤続スポーツ推進委員表彰を受賞されました。  
地域のスポーツ振興に長年にわたり貢献された功績により表彰されたものです。  
日ごろのご活躍に感謝します。



## 令和2年度 優良木材展示会

昨年の11月25日、広島県林産中市協同組合（大字穴）において、（二社）広島県木材組合連合会主催の優良木材展示会が開催されました。

この展示会の受賞者は、次のとおりです。

◆林野庁長官賞  
広島市森林組合  
（ヒノキ 長さ4m 末口径54cm）



安芸太田町長賞

◆広島県知事賞（ヒノキ部門）  
佐々木木材  
（ヒノキ 長さ4m 末口径50cm）

◆広島県知事賞（スギ部門）  
鍵山木材  
（スギ 長さ6m 末口径70cm）

◆広島市長賞  
広島市森林組合  
（コウヤマキ 長さ4m 末口径42cm）

◆安芸太田町長賞  
日新林業 株式会社  
（クリ 長さ8m 末口径46cm）

◆近畿中国森林管理局長賞  
有限会社 大内林業  
（マツ 長さ5m 末口径54cm）

◆（二社）全国木材組合連合会長賞  
株式会社 峠木材  
（モミ 長さ4m 末口径54cm）

◆（二社）広島県木材組合連合会長賞  
有限会社 中越木材  
（ヒノキ 長さ5m 末口径42cm）

また、多量出荷賞は、森林整備センター  
広島水源整備事務所、株式会社フロムフォ  
レストおよび佐々木木材が受賞されました。

## 表彰を受けました！！

加計中学校の生徒が令和2年度  
「環境と健康のポスター・標語コ  
ンクール」と「筆の都」広島県熊  
野町全国書画展覧会でそれぞれ受  
賞しました。

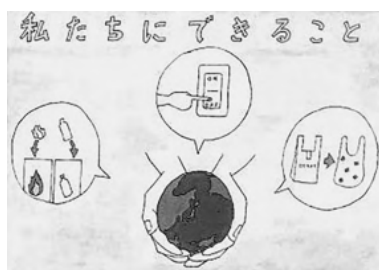
コロナ禍で思うような活動、生  
活ができない中、生徒一人ひとり  
が自分にできることを考え、発信  
する力を発揮しています。  
おめでとうございます。



◎奨励賞 中学校の部  
3年 小田真由香さん

少しのプラでも  
多くの魚が  
苦しみます

◎奨励賞 中学校の部  
3年 郷田 爽さん



◎筆都大賞  
3年 佐々木弥音さん







一般社団法人 地域商社あきおおた  
道の駅 来夢とごうち

〒731-3664 安芸太田町大字上殿632-2  
☎28-1800 FAX28-1843

今月号では、11月から12月初旬にかけて実施した「祇園坊柿PUSH UP WEEKS」と期間限定で開催中の「オンラインシヨップ送料無料キャンペーン」についてご紹介します。

「祇園坊柿」がいろんな料理へ大変身

16事業所が柿のメニューを提供

町内の飲食店、宿泊施設、お土産などの販売店で祇園坊柿を使った料理やスイーツ、ドリンクなどを期間限定で楽しめるキャンペーンを実施しました。

また、キャンペーン期間中には、商品のご購入で祇園坊柿がもデザインされたプレゼントがもらえ、お客様は喜ばれていました。

祇園坊柿がカレーや天ぷらに姿を変え、多くの方に柿の新しい形をお楽しみいただきました。

今回のキャンペーンを通じて得た気づきを今後の施策に活用していきます。



**お酒・ビール・祇園坊柿商品送料無料**  
**キャンペーン**（開催期間…1月31日まで予定）

あきおおたで生まれるお酒や  
ビール、祇園坊柿をより多くの  
方に知っていただくためにホー  
ムページ「あきおおたから」で  
送料無料キャンペーンを実施し  
ています。

類セツトやウイスキーから祇園  
 坊柿商品の「チョコちゃん」や  
 「祇園坊柿ワッフル」などをご  
 用意しています。  
 ご家族への贈り物やお友達へ  
 の冬のギフトとしてご利用くだ  
 さい。

あきおおたから 検索





## 加計高校生徒と開発中!! 安芸太田町の自然資源を 活かした染め物体験

今年の秋も多くの方が見に来てくださった、筒賀の大銀杏。美しい黄色い葉は、多くの方を長年魅了してきました。

そこで皆さんに質問です。その葉が落ち葉になった後、どうしていると思いますか？



「正解は、地元の氏子の方がボランティアで集まり、葉を集めた後に燃やしているそうです。」



毎年たくさんの方が見に来られる筒賀の大銀杏。

訪れてくれた人と心のどこかで繋がれる何かをやりたい。

全部燃やしてしまうのはさみしいな。何かできないかな？

こうした思いから、大銀杏の葉に目を付けてくれたのは加計高校1年生の生徒達でした。

9月から始めたこの取組みは、筒賀大歳神社の宮司さんにご協力いただき、大銀杏の葉を分けてもらい、染料を作り、実際に染めてみるところまで来ることができました。

安芸太田町の皆様と安芸太田町に来てくれた方々が心のどこかで繋がれる取組みとして今後も進めていきたいと思っています。

●問い合わせ先／安芸太田町ヘルスツーリズム推進協議会（地域商社あきおた） ☎28-1800

### 募集中!

## 『私が守る』大好きな町 安芸太田町 女性消防団員

自分たちが暮らす町、そして働く町で、地域防災の担い手として、住民の安心、安全を守る一つの力になりませんか。  
応急手当の指導、さまざまな広報活動への参加など活動範囲は広く、全国でも年々増加しています。

### 女性消防団員の役割

- 住宅用火災警報器の普及促進
- 一人暮らしの高齢者宅の防火訪問
- 住民に対する防災教育および応急手当の普及指導等
- 消火活動や後方支援、操法訓練への参加
- 火災や災害時には情報収集活動等の後方支援（ドローン活用など）

いざという時に、あなたの家族や大切な方々、地域の皆さんを守ることができます！  
働きながらでも地域に貢献できます！

「自分のために、誰かのために、  
そしてあなたの活躍の場に」

### ●問い合わせ先

総務課  
危機管理室

☎28-2111



皆さんも  
気をつけて!

# 除雪・排雪サービスの トラブルに注意

シーズン10回分の除排雪サービスを約4万円で申し込み、5回分は終了した。ところが6回目を依頼し、了承されたのに作業をしてくれない。連絡しても「作業担当者に確認する」と言ったきり、電話にも出ない状態が続いている。



## ひとこと 助言

- 除雪・排雪サービスを利用する際は、作業回数や具体的な作業内容、事業者が大雪等で現場に來られず作業できなかった場合や、作業時に自宅や近隣施設を破損したときの対応などを事前によく確認しましょう。
- 契約前に、実際に場所を見てもらったうえで複数社から見積もりを取り、サービス内容を比較、検討することも大切です。契約の際は、契約内容をよく確認し、書面として残しておきましょう。
- 前払いの契約は、作業が実施されなかった場合などに返金を求めることが難しいこともあるので、慎重に検討しましょう。



安芸太田町消費生活相談所 産業振興課（役場本庁本館2階） ☎28-1973

mail : syouhi@akiota.jp

広島県生活センター（県庁） ☎082-223-6111

## 蜜蜂飼育届

飼育群数の多少に限らず蜜蜂を飼育する場合は、「蜜蜂飼育届」の提出が義務づけられています。

毎年1月末までに県に提出をお願いします。（手数料はかかりません。）

ただし、園芸作物の花粉交配用に飼育する場合など届出が不要な場合もあります。

- 詳しくは、県庁畜産課 ☎082-513-3604  
広島県西部畜産事務所 ☎082-423-2441 へご相談ください。



## 家畜（動物）を飼養する方へ

### ～家畜の飼養衛生管理状況の報告をお忘れなく～

毎年2月1日時点の飼育している家畜の頭羽数、衛生管理状況について、所轄する畜産事務所への報告が義務づけられています。

家畜伝染病予防法の改正のため、令和3年定期報告の様式を変更しました。

- ◎牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚（ミニブタ・マイクロブタ含む）、いのしし（毎年4月15日までに報告）
- ◎鶏、あひる（アイガモ含む）、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥（毎年6月15日までに報告）

- 問い合わせ先／広島県西部畜産事務所・広島県西部家畜保健衛生所  
〒739-0013 東広島市西条御条町1-15 ☎082-423-2441

- 広島県のホームページにも詳しく掲載しています。

【広島県ホームページ】において **定期報告** **検索**

アドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/85/kachiku-teikihoukoku.html>



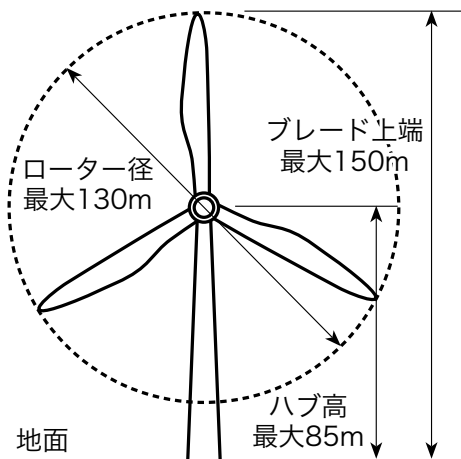


## 安芸太田町に風力発電所建設計画が立ち上がっています。

安芸太田町（筒賀地区）、広島市（湯来地区）、廿日市市（吉和地区）にまたがった山の尾根に、電源開発株式会社（J-POWER）が、風力発電所の建設計画をされています。

事業概要：（仮称）**広島西ウインドファーム事業**

1基4,300kw×36基 最大総出力154,800kw（計画段階での事業規模は日本最大級）



安芸太田町（筒賀地区）、広島市（湯来地区）、廿日市市（吉和地区）にまたがり、筒賀坂原地区を中心に北側（立岩山・市間山）と南側（奥ノ原山・猪股山）の山の尾根に最大高さ約150mの風車、計36基を建設予定とする計画です。風車の高さ最大150mは、温井ダム（156m）とほぼ同じ高さですので、風車の高さが想像できると思います。

この計画について、下記のとおり環境影響評価方法書の縦覧および住民説明会が行われる予定で、環境保全の見地からの意見を、事業者に出すことができます。

## （仮称）広島西ウインドファーム事業 環境影響評価方法書の縦覧および説明会の開催について

環境影響評価法に基づく「（仮称）広島西ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧および説明会の開催について、お知らせします。

なお、縦覧期間、説明会等の詳細につきましては、別途新聞等でも公表されます。

### 事業詳細

- ◆事業者名 電源開発株式会社 代表取締役社長 渡部肇史（〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号）
- ◆事業名称 （仮称）広島西ウインドファーム事業（発電出力 1基4,300kw×36基 最大154,800kw程度）
- ◆事業区域 安芸太田町、広島市湯来地区および廿日市市吉和地区
- ◆縦覧場所 安芸太田町役場本庁（住民生活課）、筒賀支所、加計支所、安野出張所
- ◆電子縦覧 <https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>
- ◆縦覧期間 令和3年1月26日（火）～2月下旬（広報発送時点での縦覧開始日は予定です。）  
（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分）
- ◆説明会の開催 令和3年1月下旬～2月下旬（予定）※縦覧期間に併せて実施予定です。

### 意見書の提出 ※コロナウイルス感染予防対策を行った上、縦覧してください。

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見を、書面（日本語）により提出できます。なお、自由書式ですが、提出書面は電子縦覧のホームページからもダウンロードできます。

①提出方法…氏名、住所、方法書の名称、ご意見を記載し、下記まで郵送または縦覧場所に設置する意見書箱へ投函ください。

②提出期間…令和3年1月26日（火）～3月上旬（広報発送時点での提出開始日は予定です。）

●意見書の提出先およびお問い合わせ先／電源開発株式会社（担当：斎藤、清水）

〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号 ☎03-3546-9600 9時～17時（土日・祝日を除く）

※縦覧開始日および住民説明会の開催日時等は、広報発送時点では決定されておりません。決定され次第、無線放送および広報2月号によりお知らせいたします。

# 不法投棄は重大な犯罪行為です

不法投棄とはルールを無視して、ごみ

(一般廃棄物・産業廃棄物)を山林、原野、道路沿いや河川沿いなどに捨てるまたは埋める行為をいいます。

「少しなら環境に影響もないだろう」

「誰も見ていない」そういった考えの一部の心無い人により山林や河川沿いなどへの不法投棄が繰り返され、後を絶たないのが現状です。

不法投棄は美しい景観を損ねるだけでなく、悪臭や害虫の発生、有害物質が漏れて水や土が汚染される恐れがあるなど、衛生面でも周囲に多大な悪影響を及ぼす重大な犯罪行為です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により不法投棄は禁止されており、不法投棄は規模の大小に関わらず、警察の捜査対象事案で、実際に検挙された例もあります。この法律に違反した場合は次のとおり罰則が定められています。

## 個人が不法投棄した場合

5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方

## 法人が不法投棄した場合

3億円以下の罰金

## 不法投棄をさせないために

不法投棄はその行為者がもちろん悪いのですが、不法投棄を防止するためには、ごみを捨てられないような環境づくりをすることが大切です。

不法投棄をさせないために、定期的な見回りや、管理する土地の草刈りを行ったり、土地の周りに柵を設置するなどの防止策を講じた適正な土地の管理をお願いします。



※私有地へ不法投棄された場合、行為者が特定できなければ投棄されたごみは土地の管理者(所有者)が処理することとなり、その処理費は管理者(所有者)の負担となります。  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条)

## ●問い合わせ先／衛生対策室

(ポックルくろだお) ☎23-1120  
または本庁・各支所住民生活課

# 太田川や瀬戸内海の水循環を守ろう!

町では、衛生的な排水処理を進め、快適で住みよい暮らし環境の実現を目指し、公共下水道や合併浄化槽の普及に努めています。

太田川上流域に暮らす私たちにとって河川環境への負担軽減や水質向上に取り組むことは重要な役割の一つです。目の前の水路や、川の水を保全することとは、安芸太田町民だけでなく下流域や、瀬戸内海沿岸で暮らす人たちの生活環境保全にも繋がります。「自分ひとりぐらい汚れた水を流しても…」という気持ちはありませんか?



田吹川の様子

何気なく水路や川へ流されている調理後の油や洗剤等が、大切な水路や川、海を汚す原因になっています。

本町の豊かな自然環境を良好な状態で保全していくため、生活排水・トイレの水洗化、また、河川、水路等にごみを流さないようご協力をお願いします。

## ●問い合わせ先／住民生活課

建設課 ☎28-2116  
☎28-1963





## 民生委員児童委員の紹介

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、生活に困っている方や、高齢者、障がい者、子育て中の方などの生活上の悩みごとや、地域福祉に関する相談を受けています。また、必要に応じて、関係行政機関等への橋渡しを行っています。民生委員は児童委員を兼ねています。また、担当地域をもたずに児童福祉を専門に担当する主任児童委員がいます。

民生委員には守秘義務が課せられており、相談内容や個人情報等は守られますので、安心してご相談ください。

### ●戸河内支部

| 氏名    | 担当地区           |
|-------|----------------|
| 道教多美子 | 下本郷            |
| 冲段眞智子 | 上本郷            |
| 住田 要子 | 下田吹、上田吹        |
| 川本 秀昌 | 遊谷             |
| 田淵 孝二 | 土居             |
| 横畠 正美 | 打梨、那須、吉和郷      |
| 河本 修二 | 横川、柴木          |
| 田中 道夫 | 川手、梶ノ木、板ヶ谷     |
| 富永 富幸 | 松原、小坂          |
| 河野 六起 | 与一野、才中得        |
| 佐々木秀子 | 寺領、長原          |
| 林 由美子 | 箕角             |
| 長尾ヒロ子 | 中央             |
| 栗栖 芳秋 | 長田             |
| 佐藤 蘭子 | 猪山             |
| 齋藤 正守 | 平見谷            |
| 二見 信代 | 主任児童委員 戸河内地区全域 |



### ●筒賀支部

| 氏名    | 担当地区                |
|-------|---------------------|
| 河野 通有 | 坂原、布原、大井            |
| 的場 一秋 | 小原、萩原、数舟、本郷         |
| 岡崎 一子 | 市、三谷                |
| 的代百合枝 | 八幡原、小屋原、天神原、山ノ廻、山崎  |
| 小笠原 晋 | 松原、正地、井仁            |
| 辰己 修二 | 中ノ原、田ノ尻、砂ヶ瀬、向光石、吉ヶ瀬 |
| 渡 吉丸  | 主任児童委員 筒賀地区全域       |

### ●加計支部

| 氏名    | 担当地区                   |
|-------|------------------------|
| 小野 幸子 | 横山、野影、香郷、千本、名護木        |
| 藤川 弘  | 昌原、上原、横ヶ原、周川、上田野原、下田野原 |
| 杉中 正秋 | 五反田、出口、本郷、坂根           |
| 水野 義信 | 荻杉、早木、澄合、宇佐、黒峠         |
| 山陰 尚真 | 程原、津都見、船場、来見、下久日市      |
| 宮本 千春 | 下坪野、上坪野、上久日市、光石、附地     |
| 末田 孝子 | ニホヘ、トチリ、ヌルヲ、ワカヨ        |
| 亀田 節  | タ、レ、ソ、ツ、塚原、イロハ         |
| 欠員    | 遅越、香草、辻ノ河原             |
| 竹下 祥子 | 勝草、川登東、川登西、穴阿、田之原、安中   |
| 樽谷ユミ子 | 丁川、神田町、新町、東旭町          |
| 國本 育宏 | 古市、空条、本町、西旭町           |
| 佐々木千早 | 天神町、巴町、道の口             |
| 佐々木敦子 | 温井、滝本                  |
| 大倉 省三 | 土居上、土居下、上調子、山崎         |
| 能海 弥生 | 見入ヶ崎、上原、鮎ヶ平            |
| 武山 智文 | 西調子、明ヶ谷、穂坪、高下、辺森、小山    |
| 栗栖美穂子 | 上堀、下堀、江内、坪             |
| 河野乃富子 | 木坂、鵜渡瀬                 |
| 佐々木 勲 | 月の子、草尾、杉の泊、穴袋          |
| 齊藤たえ子 | 主任児童委員 加計地区全域          |

## 大竹市民児協と交流会（意見交換会）を実施しました。

11月27日に大竹市民児協と交流会を実施しました。

短い時間ではありましたが、お互いに多くの委員同士による質問・意見交換を行うことができました。貴重な時間を過ごすことができました。異なる市町であっても、民生委員活動での課題や、コロナ禍での苦労は共通していることも痛感しました。今回の交流会で得た知識を今後の民生委員活動に活かせるよう努力してまいります。



# 一人ひとりの人権が 大切にされるまちづくり

## 小学生の皆さんの人権標語をご紹介します

安芸太田町では、人権教育・人権啓発事業の一環として、町内小学校6年生の皆さんから人権標語を募集しました。人を大切にし、思いやりのある豊かな心を育んでいただきたいという願いのもと、心温まるたくさんの作品が集まりました。

今月は、筒賀小学校、上殿小学校、戸河内小学校の児童の皆さんの作品をご紹介します。

| 戸河内小                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 上殿小                | 筒賀小                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------|
| 長短所 カバーしあえば 良い仲間<br>一つだけ 命や心 大切に<br>ぼくたちは みんな平等 これからも<br>君が持つ 権利をうばう 権利なし<br>差別なく 平和な生活 保とうよ<br>思いやり 笑顔があふれる 学校へ<br>「どうしたの？」その一声が 思いやり<br>見るたびに あなたの笑顔 金メダル<br>あなたから やさしい笑顔 つないでね<br>笑顔は みんなも 笑顔にしてくれる<br>家族と友達 は さんの命を守ってくれる<br>認めてよ みんなちがうの あたり前<br>いじめる それはおなたが 弱いから<br>やめようよ いじめや差別 絶対に!!<br>考えよう 相手の気持ちに よりそって<br>無視はだめ みんなで楽しく おにごっこ | 栗栖 姫久さん<br>坂谷 香苗さん | 梅田 朝日さん<br>栗栖 凛さん<br>佐々木 太さん<br>正木 美寧さん<br>横山 惺也さん<br>木下 芽衣さん |

## 新型コロナウイルス感染症 は、誰もが感染の可能性が ある病気です。

新型コロナウイルス感染症は、感染すると発熱、咳、頭痛、倦怠感などの症状や呼吸困難を伴う肺炎を引き起こす場合があると報告されています。

現時点では、有効な治療方法はなく、対処療法が中心となる病気で、感染しない、させないことが大切です。3つの密（密集・密閉・密接）を避ける・マスク着用・こまめな手洗い等の基本的な感染予防を徹底し感染対策に努めましょう。

## 正しい知識で、偏見や差別 をなくしましょう

感染の危険がある中、医療、介護従事者の方々や生活物資の輸送など社会機能の維持に貢献してくださっている方々を、傷つけるような不当な差別や偏見は決してあってはなりません。

感染者やその属する施設・機関、あるいは我が国に居住する外国人の方々等に対する誤解や偏見に基づく差別もあってはならないものです。一人ひとりが正しい知識を持ち思いやりと良識のある行動をしましょう。

## みんなで築こう 人権の世紀

考えよう 相手の気持ち  
未来へつなげよう 違いを認め合う心

法務局・人権擁護委員会による電話相談

●いじめ、セクハラ、パワハラ、差別、配偶者やパートナーからの暴力等の悩みごと、その他人権についての困りごと、心配ごとなど暮らしの中で起こるさまざまな問題について、電話相談が行われています。ひとりで悩まず相談してください。

みんなの人権110番

全国ナビダイヤル共通  
人権相談ダイヤル

0570-003-110

子どもの人権110番

全国共通・通話料無料

0120-007-110

女性の人権ホットライン

全国共通

0570-070-810

外国語人権相談ダイヤル

全国共通

0570-090-911

インターネット人権相談受付窓口

パソコン・携帯電話・スマートフォン共通

<http://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談

検索

●問い合わせ先  
住民生活課 ☎28-2111  
加計支所 ☎22-1111  
筒賀支所 ☎32-2121



# みんなの国民年金

住民生活課

年金手帳

## ～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になった方には、日本年金機構から資格取得のお知らせが送付されます。

### ●国民年金のポイント

#### ◎将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。



#### ◎老後のためだけのものではありません！

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

### ●「学生納付特例制度」と「免除・納付猶予制度」

#### ◎「学生納付特例制度」

前年所得が基準以下の学生の方を対象とした、保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（学校教育法に規定されている修業年限1年以上の課程に在学中）に在籍する学生等です。

#### ◎「免除（全額免除・一部免除）制度」

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが経済的に困難な場合に、保険料の納付が免除される制度です。

免除される額は、「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の4種類です。

#### ◎「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が猶予される制度です。



保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。また、免除制度には上記のほか、産前産後期間の免除制度があります。

国民年金のご相談・お手続きについては、お近くの年金事務所または役場、各支所までお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

- 広島西年金事務所 ☎082-535-1505 広島市西区商工センター2-6-1 NTTコムウェア広島ビル1階
- 住民生活課 ☎28-2116 ●加計支所 ☎22-1111 ●筒賀支所 ☎32-2121

## 「医療費のお知らせ」について！

国民健康保険に加入されている世帯主の方へ、2か月ごとの奇数月に「国民健康保険医療費のお知らせ（はがき）」をお送りしています。

このお知らせの「医療費の額（全体額）」と「患者負担額」の差額は、国民健康保険等で賄われており、医療費の増加は、国民健康保険税の増額につながることから、家計や国民健康保険の負担軽減のため、医療費への理解を深めるとともに、今後の健康づくりにお役立てください。

また、このお知らせは、2月からの確定申告等の手続きで、医療費控除の明細書として使用することができますが、「患者負担額」は、医療費総額から計算された自己負担相当額となっていますので、実際に負担された額が異なる場合は領収書と併せて、確定申告等の手続きを行ってください。

### ●問い合わせ先

住民生活課 ☎28-2116 税務課 ☎28-2114 加計支所 ☎22-1111 筒賀支所 ☎32-2121

## 国保税は納期限内に収めましょう。

## 「あきおおた地域応援ウォーク」が終了しました

**健康 PLAZA**  
自らの健康は自分で守る

半年間のイベント期間が11月末で終了しました。

3年間実施してきた「あきおおた地域応援ウォーク」も終了となります。最長で3年間、参加いただいた皆様、ありがとうございます。

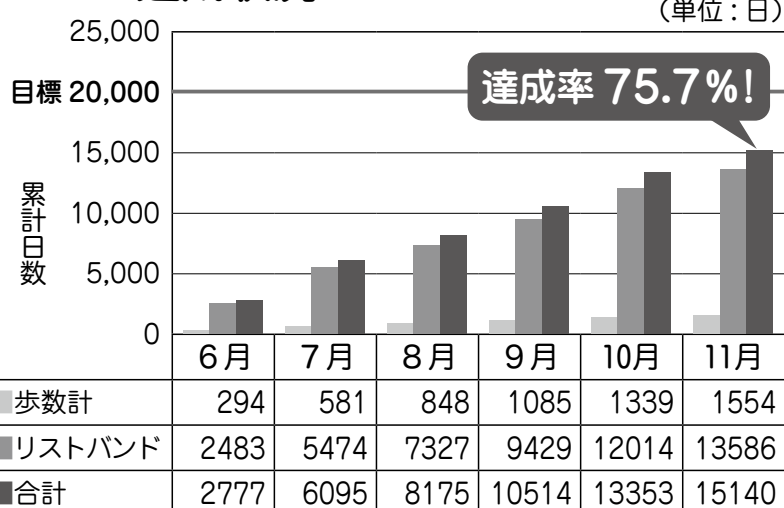
今年度の全体達成率は75.7%でした。目標には未達のため、満額ではありませんが、PTAを通じて各小中学校に1万5千円分の図書カードが寄付されます!!

せっかく身についた歩く習慣を、今後も続けて健康に過ごしましょう！

※リストバンドはそのまま個人で使用して、健康づくり・健康管理に役立ててください。

### ●参加者数/200人（リストバンド183、歩数計17）

### 達成状況（目標 20,000日）



①期間中（180日）に、歩数が1日6000歩を達成した日が、1人100日以上になることをめざします。

②参加者全員で目標を達成すると町内の小中学校（6校）に図書カードが寄付されます。



### ●問い合わせ先/健康づくり課 ☎22-0196



## 高額療養費（外来年間合算）の申請 ～外来診療が年間を通して高額になったとき～

1年間の外来の自己負担額が144,000円を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。

### 対 象 者

令和2年7月31日時点で高額療養費の自己負担区分が「1割」の方。

### 年 間 上 限 額

**144,000円**

個人の外来診療の自己負担額を合算します。上限額を超えた額が外来年間合算の支給額となります。（月ごとの高額療養費が支給されている場合は、そのうち外来診療分として既に支給された額を差し引いて計算します。）

### 合 算 す る 期 間

令和元年8月1日から令和2年7月31日までの自己負担区分が「1割」の月を合算します。

### 申 請 手 続

支給対象になる方には、広域連合から申請書を送付しますので、役場窓口へお持ちください。期間中に保険の異動があった場合は、広域連合から申請案内を送付できない場合や申請（以前の保険の自己負担額が分かる証明書を添付）が必要になる場合がありますので、役場窓口にご相談ください。

## 高額介護合算療養費の申請 ～医療保険と介護保険の負担額が高額になったとき～

1年間の医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算した額が、下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。

### 合 算 で き る 範 囲

同一世帯の後期高齢者医療の被保険者に係る自己負担額  
※ただし、高額療養費等の支給後の額です。

### 合 算 す る 期 間

令和元年8月1日から令和2年7月31日まで。

### 申 請 手 続

- 計算期間中に後期高齢者医療と介護保険の両方で異動がない方。  
対象になる方には、広域連合から申請案内を送付しますので、役場窓口へお持ちください。
- 以下に該当される方は、申請案内を送付できない場合がありますので、役場窓口にご相談ください。
  - ①いずれかの保険で異動があった方。
  - ②住所地と介護保険の市町が違う方。（介護保険住所地特例者）

### 自己負担限度額 （年額）

| 区 分 |                                    |            | 自己負担額（年額・世帯単位）<br>医療保険＋介護保険 |
|-----|------------------------------------|------------|-----------------------------|
| ①   | 病院での窓口負担が3割の方                      | 課税所得690万円～ | 212万円                       |
|     |                                    | 課税所得380万円～ | 141万円                       |
|     |                                    | 課税所得145万円～ | 67万円                        |
| ②   | ①・③・④以外の方                          |            | 56万円                        |
| ③   | 世帯員全員が市町村民税非課税の方                   |            | 31万円                        |
| ④   | ③の内、世帯員全員の所得が一定基準以下の方（年金収入80万円以下等） |            | 19万円                        |

※自己負担限度額を超えた501円以上の場合支給します。

●問い合わせ先／広島県後期高齢者医療広域連合 ☎082-502-3030

住民生活課 ☎28-2116 加計支所 ☎22-1111 筒賀支所 ☎32-2121

# 介護保険を利用して支払った費用の一部は医療費控除の対象になります!

介護保険のサービスを受けられたとき、一部介護サービスが確定申告の医療費控除の対象となります。

## ◆在宅サービスを利用している方

### ①次のいずれかの医療系サービスを利用している

- 訪問看護(介護予防)訪問看護
- (介護予防)訪問リハビリテーション
- (介護予防)居宅療養管理指導
- (介護予防)通所リハビリテーション
- (介護予防)短期入所療養介護

いいえ



医療費控除の対象になりません。

↓ はい

### ②上記①のサービスと併せて、ケアプランに基づいた次のいずれかの福祉系サービスを利用している

- (介護予防)訪問介護(生活援助が中心である場合は除く)、夜間対応型訪問介護
- (介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)通所介護
- (介護予防)認知症対応型通所介護
- (介護予防)短期入所生活介護
- (介護予防)小規模多機能型居宅介護



↓ はい

↓ いいえ

医療費控除の対象となるのは、次のとおりです。

- ◆①で利用しているサービスの「1割または2割、3割の自己負担」
- ◆(介護予防)短期入所療養介護の利用による「滞在費・食費」
- ◆(介護予防)通所リハビリの利用による「食費」
- ◆②で利用しているサービスの「1割の自己負担」

医療費控除の対象となるのは、次のとおりです。

- ◆①で利用しているサービスの「1割または2割、3割の自己負担」
- ◆(介護予防)短期入所療養介護の利用による「滞在費・食費」
- ◆(介護予防)通所リハビリの利用による「食費」

## ◆施設サービスを利用している方

- ①特別養護老人ホームに入所している。  
(例: 寿光園・戸河内松信園 など)

はい



「1割または2割、3割の自己負担と部屋代および食費」を合計した金額の1/2が医療費控除の対象です。

- ②介護老人保健施設または介護療養型医療施設に入所している。  
(例: 介護老人保健施設ひこばえ など)

はい



「1割または2割、3割の自己負担と部屋代および食費」を合計した金額が医療費控除の対象です。

●問い合わせ先／税務課 ☎28-2114 または福祉課 ☎25-0250





## 地域包括支援センターから

お知らせ!!

# ACP（人生会議）って何？

耳にされたことがある方もはじめて聞かれる方もあると思います。

ACP（人生会議）とは「一人一人の価値観や人生観などについて元氣なうちから家族や医療者（主治医等）と話し合っておくこと」です。

そうすれば、その希望や思いが医療やケアに反映されることになります。終末期に向けての豊かな人生を目指して一緒に考えておくことです。

関連する言葉としては、「終活」「遺書」「遺言書」「リビングウィル」「エンディングノート」等があります。

それぞれがACP（人生会議）を考えるうえでの手段となりますが、ACP（人生会議）は、最後の迎え方を準備することが目的ではなく、その人らしく生きるための話し合いです。

元氣であつてもいつ何時どんなことが起こるかわかりません。まだ早いということはありません。



●広島県では地域保健対策協議会で「私の心づもり」というACP（人生会議）の手引書と記入用紙を作成しています。

地域包括支援センター（福祉課）にありますので、それを利用してみんなで話し合っておくことをお勧めします。

## 生活支援コーディネーターのコーナー

地域づくりによる介護予防のための「通いの場」づくり

### 『いきいき百歳体操』 地域で活動中！



戸河内・松原地区のみなさん

12段階に調整可能な重りを手首や足首に巻きつけ、ゆっくりと手足を動かします。

加齢が原因と考えられていた病氣や虚勢状態が、筋力の低下によって引き起こされている高齢者が筋力をつけることで体力を回復させることが分かってきました。筋力づくりのためには、週1回約30分の体操が効果的です。

みなさんで一緒に行うことで、無理なく続けられます。

体操が終わったあとは、話をしながら情報交換をしたり、楽しい時間を過ごせます。体操を休んだ時は氣にかけてくれたりと仲間づくりもできます。自分も元氣、知り合いも元氣になり、地域も活性化できます。是非、みなさんの地域で「通いの場」を始めてみませんか。元氣づくり、地域づくりにつながるようお手伝いします。

毎週金曜日

午後1時30分から

場所…松原コミュニティセンター

12月3日、戸河内・松原地区で26箇所目の「通いの場」がスタートしました。  
通いの場で行う「いきいき百歳体操」は、イスに腰をかけ、準備体操、筋力体操、整理体操の3つの運動を行います。  
筋力運動では、0kg～24kgまでの

●問い合わせ先／安芸太田町地域包括支援センター ☎22-20031



# お知らせ

## Information

### 安芸太田町選挙管理 委員会委員の異動

10月16日開催の臨時議会において、任期満了による安芸太田町選挙管理委員会委員選挙が行われ、次のとおり再任されました。

委員長 岩本 実夫

委員長職務代理者

道教 雅仁

委員 土橋 瑞江

委員 佐々木 守

### 《任期》

令和2年11月10日から

令和6年11月9日まで

### 令和3年度 国有林モニター募集

### ◇任期

令和3年4月1日～

令和4年3月31日まで

### ◇目的

国有林の事業運営等について、国民の皆様の理解を深めるとともに、ご意見やご要望

をお聞きして国有林野行政に反映させるため。

### ◇対象

広島県内にお住まいで、森林・林業および国有林に関心のある成人の方。

ただし、国会および地方議会の議員、地方公共団体の長、常勤の国家公務員、平成30年度から令和2年度まで3年間連続して国有林モニターを務められた方は除きます。

### ◇応募締切

令和3年2月1日(月)

### ◇詳細

募集の詳細は、近畿中国森林管理局ホームページをご覧ください。

「近畿中国森林管理局 国有林モニター」で検索

### ●問い合わせ先

近畿中国森林管理局  
総務企画部 企画調整課  
林政推進係

☎06-6881-3401

(直通)

### 新生児特別定額給付金 の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する「新生児特別定額給付金」の対象を令和3年3月31日生まれまで延長します。  
申請期限は、令和3年4月30日です。

### ●問い合わせ先

児童育成課 ☎28-1969



### ひとり親世帯臨時特別 給付金

新型コロナウイルス感染症対策の一環として令和2年6月を基準月としてひとり親世帯の方へ臨時特別給付金(国)を支給しています。

申請期限は、令和3年2月28日です。詳しくは福祉事務所へ相談してください。

### ●問い合わせ先

福祉課 ☎25-0250

### 調理師・保健師・助産師 看護師・准看護師・歯科 衛生士・歯科技工士 の方へ

各業務に従事している方は、各法により2年に1回届け出ることが義務付けられており、本年はその該当年になります。調理師以外の方は、各施設でとりまとめて提出してください。  
調理師の方は、以下に続きます。



### ◇届出対象者

令和2年12月31日現在、町内の次の施設等で業務に従事されている方

- ・ 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、多人数に飲食物を調理して提供している施設
- ・ 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

◇提出期限  
令和3年1月15日(金)

◇届出配布場所・届出先  
福祉課もしくは本庁・各支所住民生活課

### ●問い合わせ先

福祉課 ☎25-0250

広島県が行うHIV抗原抗体・梅毒検査・肝炎ウイルス無料検査日程のお知らせ

検査は事前予約が必要です。問い合わせ先にご連絡ください。

### ◇日時

令和3年

2月2日(火) 9時～11時

3月2日(火) 9時～11時

### ◇検査場所

広島県庁 農林庁舎1階  
診察室(広島県西部保健所  
広島支所内)

### ●問い合わせ先

広島県西部保健所広島支所  
保健課保健対策係

☎082-513-5521





## シカゴの冬

シカゴの冬はどういう感じですか？とよく聞かれるので、今回はそれに対してお答えしようと思います。

## 安芸太田町に似ているところ

アメリカの中部にあるシカゴでも安芸太田町と同じように4つの季節を実感できますが、特にシカゴは「風が強い街」とも呼ばれています。そのあだ名は、政治的な物議や影響が多くあるということを示しているのですが、私が高校生の時、学校へ歩いている最中に吹き飛ばされるかと思った経験は何回もあり、秋や冬の風が本当に強い地域なのだと思います。



## 安芸太田町に似ているかどうかはまだ分からないところ

そして、毎年冬には雪が結構降ります。1年の平均の降雪量が91cmです。それだけでなく、凄く寒くもなります。

高校生のころに極循環という事象による大寒波が発生した時を思い出します。あの時は、10分ほど外にいたら必ず凍傷になるほど寒かったです。ですので、死ぬほど寒かったとも言えるでしょう（笑）。

安芸太田町の本格的な冬はまだ実感していませんが、皆さんはどう思いますか？寒さの点でシカゴと比べると安芸太田町の冬はどうでしょうか？



## 安芸太田町と違うところ

アメリカの中部では津波や地震の恐れがないため、家の断熱性が高く建てられています。

ストーブを使って部屋を一つ一つ温めるより、セントラルヒーティング（建物の1か所に熱源を発生させる装置を設置し、この装置から発生した温水、温風、蒸気などを循環パイプで各部屋へと巡らせて建物全体を温める暖房システム）というシステムがアメリカの家には不可欠な機能です。それによって家全体をすぐに温めることができます。ですので、個人的に安芸太田町の冬の方が寒く感じます。朝、布団を出るのがつらいですね。

もう一つ大きな違いがあると思います。それが、ホームレスの問題です。シカゴは大きな町なので住むところがない人は少なくありません。その人たちは路上生活をするため、冬になると安全な場所どころか温かい場所を確保するのがとても難しくなります。ホームレス支援団体はそのホームレスの問題に対して解決策を毎年講じています。

安芸太田町ではそういう問題がないことが違うところですね。



## 「令和3年（令和2年度）安芸太田町成人式」延期のお知らせ

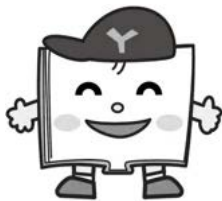
令和3年1月10日（日）に開催を予定していましたが「令和3年（令和2年度）安芸太田町成人式」は、新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大している状況から、参加者の皆様と町民の皆様の安全を最優先とし、開催を延期することとしました。

新成人やご家族の皆様、関係者の皆さまにおかれましては、成人式に向けて準備されていたことと存じますが、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、延期時期は令和3年8月を予定しています。詳細が決まり次第、町のホームページ、広報でお知らせします。

●問い合わせ先／教育委員会 生涯学習課 ☎22-1212



図書館  
だよい

本館

川・森・文化・交流センター内2階

☎22-1213

筒賀分室

筒賀ふれあいプラザ内

☎32-2601

戸河内分室

地域支援センター内

☎28-1966

〈ホームページアドレス〉 <https://www.lics-saas.nexs-service.jp/akiota/>

## 読んでミシサイ新刊案内♪

新しい図書館の仲間を  
ちょっとだけ紹介するよ!

一般書

- 『有職の色彩図鑑』
- 『民藝と手仕事』
- 『くそじじいとくそばああの日本史』
- 『ざんねんな三国志』
- 『夫が倒れた! 献身プレイが始まった』
- 『全部わかる神社ガイド』
- 『善医の罪』(小説)
- 『夜明けのすべて』(小説)
- 『とわの庭』(小説)
- 『きのうのオレンジ』(小説)

児童書

- 『まるごとこまわし教室』
- 『偉人もみんな悩んでいた』
- 『へんくつさんのお茶会』(よみもの)
- 『ポラーノの広場』(絵本)



## 今月のおススメ本

## 『色のふしぎ』と不思議な社会』

『色のふしぎ』と  
不思議な社会  
2020年代の「色覚」原論  
川端裕人

川端裕人／著 筑摩書房

人は色をどうやって認識するのか。色覚についての自然科学の側面と社会とのかかわりについて、先天色覚異常の当事者である著者が5年に渡る調査取材と考証を経てあらわした渾身のノンフィクション。

## 移動図書館やまびこ号運行日

1月12日(火)・14日(木)・15日(金)・20日(水)

## 本館月末休館日 1月29日(金)



※ダブルダッチとは2本のロープでとぶ「なわとび」です。

## CIR(国際交流員)の学校訪問

安芸太田町に勤務しているCIR(国際交流員)のヴェロニカさんが町内各小学校を訪問しました。  
児童は安芸太田町を英語で紹介するなど、日頃の英語学習の成果を発揮しました。  
また、ヴェロニカさんの故郷のシカゴで盛んな「ダブルダッチ※」をみんなで体験しました。

## し尿収集日

|    |        |                                 |
|----|--------|---------------------------------|
| 1月 | 12日(火) | 加計土居・滝本                         |
|    | 13日(水) | 小坂・松原・板ヶ谷・川手・柴木<br>梶ノ木          |
|    | 14日(木) | 丁川・田之原・穴阿・川登・勝草                 |
|    | 15日(金) | 宇佐・澄合・早木・芦杉・黒峠                  |
|    | 18日(月) | 修道                              |
|    | 19日(火) | イロハ・塚原・香草・古市・新町<br>神田町・空条       |
|    | 20日(水) | ニホヘ・トチリ・ヌルヲ・ワカヨ・タ<br>レ・ソ・ツ      |
|    | 21日(木) | 遊谷・戸河内土居・下本郷・田吹・横川              |
|    | 22日(金) | 坪野・上久日市・下久日市・筒賀全域               |
|    | 25日(月) | 天神町・巴町・道の口                      |
|    | 26日(火) | 上殿一円                            |
|    | 27日(水) | 程原・津都見・船場・来見                    |
|    | 28日(木) | 本町・東旭町・西旭町・附地・光石                |
| 2月 | 1日(月)  | 寺領一円・月の子・杉の泊・穴袋<br>草尾・温井・猪山・平見谷 |
|    | 2日(火)  | 上原・鮎ヶ平・殿賀一円                     |
|    | 3日(水)  | 鵜渡瀬・木坂・山崎・上調子                   |
|    | 4日(木)  | 上本郷・吉和郷・打梨・那須                   |
|    | 5日(金)  | 見入ヶ崎・遅越・辻ノ河原                    |
|    | 8日(月)  | 加計土居・滝本                         |
|    | 9日(火)  | 小坂・松原・板ヶ谷・川手・柴木<br>梶ノ木          |
|    | 10日(水) | 丁川・田之原・穴阿・川登・勝草                 |
|    | 12日(金) | 宇佐・澄合・早木・芦杉・黒峠                  |

※初回のし尿くみ取りは、町への登録が必要となります。役場衛生対策室または住民生活課までお問い合わせください。  
 ※し尿汲取手数料は、くみ取りした月の翌月中旬納付書送付、または翌月末日口座振替となります。  
 ※積雪等のため、日程通りに収集できない場合があります。  
 ※積雪時は、くみ取口周辺の除雪をお願いします。

## 2020年度 粗大ごみ収集日程

|         |                                                   |     |
|---------|---------------------------------------------------|-----|
| 2月8日(月) | 粗大ごみ①区域                                           | 第4回 |
|         | 長田・中央・箕角・与一野・才中得・寺領<br>長原・月の子・草尾・上杉・下杉・穴袋<br>筒賀全域 |     |
|         | ※草尾は電話予約が必要です。                                    |     |

※粗大ごみ集積場に出してください。  
 ※①～④は「ごみ収集カレンダー」に記載されている収集区域です。収集区域によって収集日が異なりますので、お間違えのないようお願いします。

## 今月の当番医



1月

10日(日) 安芸太田戸河内診療所 (内科)  
 11日(月) 西山医院 (内科)  
 17日(日) 山根医院 (内科)  
 24日(日) 安芸太田病院 (救急サブセンター)  
 31日(日) 山根医院 (内科)

## 来月の当番医



2月

7日(日) 安芸太田病院 (救急サブセンター)  
 11日(木) 安芸太田戸河内診療所 (内科)  
 14日(日) 西山医院 (内科)  
 21日(日) 山根医院 (内科)  
 23日(火) 安芸太田病院 (救急サブセンター)  
 28日(日) 山根医院 (内科)

## 今月の納税等

1月

- 町県民税……………第4期
- 国民健康保険税……………第8期
- 後期高齢者医療保険料……………第7期
- 介護保険料……………第10期

(納期限:2月1日)

※納期限を必ず守りましょう

## ひろしま環境の日

広島県では、毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と定めています。まずは、できることから!! みんなでエコな活動を率先して実践していきましょう。

2月6日(土)のテーマは、

やってみよう省エネ生活!  
 ～暖房の設定温度は20℃以下～

●問い合わせ先/住民生活課 ☎28-2116



安芸太田町は… 男性 2,815人 女性 3,219人 計 6,034人 3,128世帯 2020年(令和2年)12月31日現在



# 全校生徒が居ながらにして国際交流のできる学校

## 沖縄修学旅行

10月27日～30日、3泊4日で沖縄県へ修学旅行にいきました。

当初の計画は昨年度と同様にベトナムに行く予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、安芸太田町と同じくJOCAの支部がある沖縄に変更して実施しました。

沖縄JOCAでの研修では、フィールドワークやディスカッションによる平和学習やSDGs探究プログラムで多文化共生について学びました。

また、班別自由研修では、沖縄の多様な文化を肌で感じる事ができました。4日間、とても学びの多い有意義な修学旅行となりました。



## ベトナムから編入学

12月8日、日本に入国して2週間の待機を経て、ベトナムからの編入学生ドアン ティ チャン ヌウンさんを迎えることができました。

今年度4月に編入学の予定でしたが、入国できず8か月遅れの入学となりました。8日には全校生徒で歓迎会を開催し、ヌウンさんの入学をお祝いしました。ヌウンさんは「みんなの名前を早く覚えるよう頑張ります」と挨拶し、加計高校での生活をスタートさせました。



初めての  
**誕生日**  
満1歳の誕生日  
おめでとうございます。



※掲載にあたっては保護者のご了解を得ています。



おおくほ は な  
**大久保 花那**ちゃん  
【鮎ヶ平】

大好きなのはなちゃん、  
1歳のお誕生日おめでとう♥  
笑顔満眼でスクスク育ってね!!

